RIZAP グループ株式会社

消費者庁の措置命令についてのご報告とお詫び

弊社の子会社である RIZAP 株式会社は、運営するコンビニジム「chocoZAP」の広告表示につきまして、2024年8月9日、消費者庁より景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。このような事態に至り、お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけすることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。なお、今回の措置命令は弊社の広告表示に関するものであり、弊社が提供している商品・サービスの品質や安全性に関してのものではございませんので、安心してご利用いただけますと幸いです。

措置命令の概要について、以下の通りご報告致します。

記

■消費者庁が認定した事実(1)

2024年3月28日及び29日の自社ウェブサイトの表示において、「追加料金なしで全サービスも24時間使い放題!」「ボディメイクや美容ケアはもちろん、リラクゼーションやワーキングスペースも好きな時間にご利用可能です!」等と表示することにより、一般消費者に対して、予約を必要とする8つの派生サービスも24時間の内、いつでも又は好きな時に利用できるような印象を与えたと評価されております。

また、2024年2月16日以降、弊社が投稿を依頼したインフルエンサーの Instagram 内の 投稿において、「24時間、ジムやエステ・脱毛が好きな時間に利用できる無人のジム」等 と表示することにより、自社ウェブサイトと同様の印象を与えたと評価されております。

■表示の経緯(1)

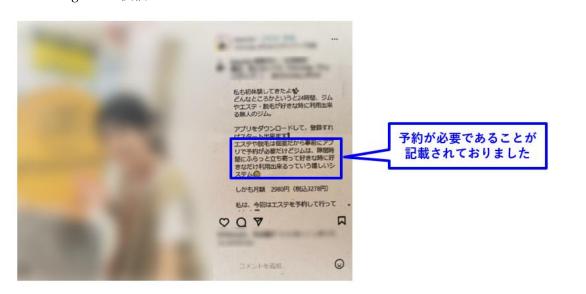
弊社としては、chocoZAPの店舗やジムが24時間いつでも利用できることをお伝えするものとして表示物を制作しておりました。

また、8つの派生サービスは予約が必要であることやメンテナンス時間があること等は表記しておりました。

<ウェブサイトの表示>



<Instagram の投稿>



8つの派生サービスは、以下の表の通り、利用可能時間帯と休止時間帯を設けておりました。休止時間帯につきましては、機械の連続稼働による故障を防ぐため、サービスや機械の 種類に応じてそれぞれ設定しております。

(早朝深夜など混雑状況を加味した上で休止時間帯を設定)

<実際の各サービス利用可能時間帯と休止時間帯>

▼各サービスの利用可能時間と休止時間 早朝深夜帯(0~7時) 混雑時間 混雜時間 0時台 1時台 2時台 3時台 4時台 5時台 6時台 7時台 8時台 9時台 10時台 11時台 12時台 13時台 14時台 15時台 16時台 17時台 18時台 19時台 20時台 20時台 22時台 23時台 ジム (トレーニングマシン) セルフエステ セルフ脱毛 セルフホワイトニング セルフネイル マッサージチェア デスクバイク ワークスペース サービス1時間あたり枠数:2 1サービス1時間あたり枠数:1枠 本と時間 | 体よ時間 ※11神あたりの利用可能時間は、サービスにより異なります (1枠あたり20分~50分) ※11神間2枠のサービスは、前の利用者とパッティングしないよう予約枠の間に10分間の予備時間を設定

<消費者庁が認定した表示期間と表示媒体>

表示期間	表示媒体
2024年3月28日及び同月29日	自社ウェブサイトのランディングページ
	(上記記載の表示物)
2024年2月16日以降	Instagram 内の投稿
	(上記記載の表示物)

今回消費者庁から指摘を受けた 2 つの表示物に関しては、誤認を与える可能性があったことを認め、修正・改善が必要なものと捉えており、現時点で該当表示物を削除、修正しております。

表示物に関する十分な確認ができておらず、お客様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

■消費者庁が認定した事実(2)

2024年1月29日以降、自社ウェブサイト一部表示内容において、弊社が第三者に対価を提供することを条件に投稿依頼した内容を抜粋するなどして表示したことが、"一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭とは認められない"と評価されております。

■表示の経緯(2)

これまで多くのインフルエンサーへ SNS への投稿依頼を行なっておりますが、全ての投稿に対して、一般消費者にとって広告であることが明確にわかるように適切な表示を行っております。(Instagram の投稿における、「chocoZAP_official とのタイアップ投稿」という表記等)

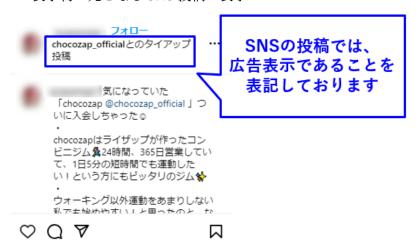
今回、それらの投稿内容の一部を抜粋し、自社媒体であるウェブサイトに表示をしました。 弊社としては自社媒体であるウェブサイト上の表示であることから、一般消費者にとって 当該表示内容が弊社の広告であることは判別できるものと考えていたため、 「chocoZAP_official とのタイアップ投稿」等、自社広告であることを改めて明確に示す表 記は抜粋せずに表示をしておりました。

<ウェブサイトの表示>





<表示物の元となる SNS 投稿の表示>



今回消費者庁から指摘を受けた表示物に関しては、誤認を与える可能性があったことを認め、修正・改善が必要なものと捉えており、現時点で該当表示物を削除、修正しております。

表示物に関する十分な確認ができておらず、お客様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

■措置命令の内容

- ① 上記の事実について、消費者庁長官の承認を受けた方法にて一般消費者に周知徹底すること。
- ② 今後、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、役員・従業員に周知徹底すること。
- ③ 今後、同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしないこと。
- ④ ①、②に基づいて行った措置を消費者庁長官に報告すること。

■再発防止策

弊社は今回の措置命令を厳粛かつ真摯に受け止め、社員教育のさらなる徹底、掲載前の社内審査など、景品表示法をはじめとするコンプライアンス及び管理体制を強化し、適正な広告表示を遵守し信頼回復に努めてまいります。

なお、この度消費者庁に指摘された表示物につきましては、現時点で該当表示を削除、修 正しております。 ■お問い合わせ先

RIZAP グループ株式会社 広報部

Mail: press@rizapgroup.com